

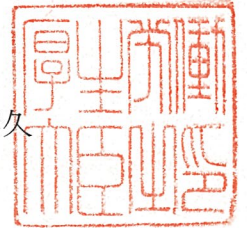
厚生労働省発能 0630 第 2 号

平成 28 年 6 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



下記について、貴会の意見を求める。

記

1. 「雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」（別紙 1）
2. 「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙 2）

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 雇用保険法施行令の一部改正

熊本県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であつて、平成二十八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、平成二十八年度においては、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げるものとする。こと。（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。こと。（附則関係）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定訓練助成事業費補助金制度の一部改正

平成二十八年熊本地震により被害を受けた、災害救助法が適用された市町村内の認定職業訓練校の施設及び設備について、県が熊本地震により被害を受けたものの災害復旧に要する経費を助成又は援助した場合の認定訓練助成事業費補助金に関し、平成二十八年度においては、国から県への補助率を二分の一から三分の二に、国の負担割合の上限を三分の一から二分の一に引き上げるものとする。 (本則関係)

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。 (附則関係)